個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）の処理上知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）については、伊豆の国市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

第２　適正な管理

受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第３　秘密の保持

受注者は、個人情報を他に漏らしてはならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

第４　目的外使用等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第５　収集の制限

受注者は、個人情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第６　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を複写し、又は複製してはならない。

第７　再委託の禁止

受注者は、個人情報を他の者に取り扱わせ、又は業務を他に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

第８　取扱者への周知

受注者は、業務の処理に当たって個人情報を取り扱う者に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第９　業務完了後の取扱い

受注者は、業務が完了し、又はこの契約を解除されたときは、遅滞なく個人情報に関する記録を発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第１０　処理状況の報告等

発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して個人情報の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

第１１　事故報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

第１２　損害賠償

受注者がこの特記事項に違反し、その違反により発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

２　前項の規定による賠償の額は発注者、受注者協議して定めるものとする。